

ドイツ特許商標庁，特許審査ハイウェイの新たなガイドラインを公表

2012年11月20日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は11月14日，同庁のプレスリリースにおいて，特許審査ハイウェイ（PPH）の新たなガイドラインを公表したと報じた。

同プレスリリースによれば，本ガイドラインによって，DPMAはPPHに参加する各国特許庁の手續の国際的な標準化の取組に踏み出すこととなり，その結果として，特許出願人がPPHをより利用しやすくなるとしている。同プレスリリースにおいて，ルドローフェシェファー長官は次のように述べている。「我々は，現行のPPHをよりユーザーフレンドリーにするよう取り組んでおり，ユーザーからの示唆に耳を傾け，彼らのニーズを盛り込んで，この新たなガイドラインを策定した。我々は，出願人の利益のための取り組んでいるという明確なシグナルを発信する。」

同プレスリリースは，DPMAへのPPH申請の要件として，同庁がPPHを実施している6つの庁（日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO），韓国知的財産庁（KIPO），カナダ特許商標庁（CIPO），中国国家知識産権局（SIPO）及び英国知的財産庁（UKIPO））のうちの少なくともの一つに出願された対応出願において当該庁の一つが特許可能であると判断した請求項に基づき，どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず，先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果に基づきPPH申請が可能であるとする「PPH MOTTAINAI」を採用すると説明している。また，これにより，出願人がいずれの庁が最も早く審査を行うかを出願戦略として考慮する必要がなくなり，PPH申請の基礎とし得る審査結果の数が増加するとしている。

さらに，同プレスリリースは，PPH申請に係る特許出願のすべての請求項が対応する当該庁の出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか否かについて，DPMAはJPO及びUSPTOと同様の定義に基づいて判断するとしており，これは出願人のための手續の調和と簡素化にもつながると説明している。また，DPMAは，将来的に，可能な限り機械翻訳も受け付けたいとしている。加えて，同庁がPPHを実施している6つの庁すべてに対してPPH申請のための統一の様式を用意するとしている。

— DPMAのプレスリリース（ドイツ語）は，以下参照 —

[Schneller und einfacher zum Patent: Künftige Erleichterungen beim "Patent Prosecution Highway"](#)

— PPH MOTTAINAIについては，以下参照 —

[PPH MOTTAINAIについて](#)

— DPMA が採用するとしている, JPO 及び USPTO における PPH 申請のための請求項の
対応に関する定義を含めた, これら二庁間での PPH に関する詳細については, 以下参照 —
[日米特許審査ハイウェイについて](#)

(以上)